

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令

平成十七年二月二十五日  
政令第二十九号

内閣は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二級の項第五号及び同表第五級の項第四号中「腕関節」を「手関節」に改め、同表第六級の項第五号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中「及び示指」を削り、同表第七級の項第六号中「及び示指を失つたもの又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指を失つたもの又は母指以外の四」に改め、同項第七号中「及び示指」を削り、同項第九号及び第十号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第八級の項第三号中「手指」の下に「を失つたもの又は母指以外の三の手指」を加え、同項第四号中「及び示指又は母指若しくは示指」を削り、「以上」を「の手指の用を廃したもの又は母指以外の四」に改め、同項第八号及び第九号中「仮関節」を「偽関節」に改め、同表第九級の項第十二号中「を失つたもの、示指を含み」を「又は母指以外の」に改め、「又は母指及び示指以外の三の手指を失つたもの」を削り、同項第十三号中「手指」の下に「の用を廃したもの又は母指以外の三の手指」を加え、同表第十級の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視で複視を残すもの

別表第一第十級の項第七号中「の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの」を削り、「及び示指以外の三」を「以外の二」に改め、同表第十一級の項第七号中「奇形」を「変形」に改め、同項第八号中「一手の」の下に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十二級の項第五号及び第八号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「一手の」の下に「示指、」を加え、「薬指」を「環指」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 一手の小指を失つたもの

別表第一第十三級の項中第七号を削り、第六号を第七号とし、同項第五号中「を失つた」を「の用を廃した」に改め、同号を同

項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 正面視以外で複視を残すもの

別表第一第十三級の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表第十四級の項第六号を削り、同項第七号中「及び示指」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び示指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「新令」という。）の規定は、平成十六年七月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。  
(経過措置)

2 平成十六年七月一日前に終わつた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

3 平成十六年七月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金に係る新令別表第一の規定の適用については、同表第七級の項第六号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指を失つたもの、母指若しくは示指」と、同表第八級の項第三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同項第四号中「の母指」とあるのは「の母指及び示指の用を廃したものの、母指若しくは示指」と、同表第九級の項第十三号中「以外」とあるのは「及び示指以外」と、同表第十級の項第七号中「母指又は」とあるのは「示指を失つたもの又は一手の母指若しくは」と、同表第十一級の項第八号中「示指、中指又は環指を失つたもの」とあるのは「中指若しくは環指を失つたもの又は一手の示指の用を廃したものと、同表第十二級の項第十号中「示指、中指」とあるのは「中指」と、同表第十三級の項第七号中「母指」とあるのは「母指若しくは示指」と、「もの」とあるのは「もの又は一手の示指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの」と、同表第十四級の項第六号及び第七号中「母指」とあるのは「母指及び示指」とする。

4 改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定に基づいて仮給付金又は障害給付金を支給された者で前項の規定により読み替えて適用される新令（以下「読替え後の新令」という。）の規定による仮給付金又は障害給付金を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された仮給付金又は障害給付金は、それぞれ読替え後の新令の規定による仮給付金又は障害給付金の内払とみなす。